

# 危機管理マニュアル

岸和田市立光明小学校

令和7年度

# 目 次

## 第1章 危機管理体制について

### 1 危機管理体制について

- (1) 危機発生の予知と回避について . . . . . 3
- (2) 危機発生時の対応について . . . . . 4
- (3) 危機発生時の連絡体制について . . . . . 5

## 第2章 具体的事象における危機管理のポイント

### 1 児童に係る事象

- (1) 学校生活に係る事象
  - 不審者侵入の対応について . . . . . 6
- (2) 学校保健に係る事象
  - 害虫への対応について . . . . . 9
  - 病院を受診する時の手順 . . . . . 11
  - 救急車の要請 . . . . . 12
  - 食物アレルギー緊急時対応について . . . . . 13
  - 熱中症の対応について . . . . . 18

### 2 自然災害に係る事象

- (1) 「特別警報」「暴風警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について . . 19
- (2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について . . 22

# 第1章 危機管理体制について

## 1 危機発生の予知と回避について

校内巡視の強化、案内板の設置、「ご用の方は職員室へおこしてください」等）、防犯教室の開催、避難訓練の充実、連絡網の確認等を行う。

### ○門扉の管理（北門 南門 西門）

- ・学校の実情に応じて閉門もしくは施錠を行う。

### ○来校者への対応

- ・外部からの侵入者があることを想定し注意を払う。  
不審かどうかにかかわらず、声かけは必ず行う。
- ・来校する保護者には、名札をつけてもらうように依頼する。

### ○児童への安全教育 ・児童が速やかに自ら対応できる能力を身につけさせる。

### ○職員の研修・訓練

- ・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。  
救命救急等の実技研修を積極的に取り入れる。
- ・複数による校内外の巡回を行う。状況により携帯電話、ホイッスル等を携帯する。
- ・校区安全マップの作成等、収集した情報を活用する。また、情報収集のために、保護者や地域と連携する。

### ○見守りボランティアとの連携 ○連絡網の整備と確認

- ・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。
- ・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。

### ○関係機関との連携（PTA、警察、地域等）

- ・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。
- ・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。

## 2 危機発生時の対応について

- 職員の様子確認、組織的対応の確認等を行う。
- 職員がとるべき措置
  - ・児童の安全確保を最優先しながら、相互の連絡がスムーズにいくような共通認識と体制を整える。
  - ・全体としての状況の把握を的確迅速に行う（負傷者の名前、人数、ケガの程度等）。
  - ・時系列に記録を丁寧にとる。
- 連絡先の整理
  - ・110番と119番は別々に行う。
  - ・電話線の混雑を考え、予め対応策を協議しておく。
- 組織的対応の整理
  - ・各職員が迅速に行動できる指揮・伝達システムを確立する。
  - ・情報を一元化し、外部との窓口も一本化する。
- 児童の一時避難、下校指導についての確認
  - ・事態の重大性に応じて、適切な体制を図る。

- Ⓐ 放課後の活動を中止にして、学年別の下校。（職員が校区内を巡回）
- Ⓑ 下校時間を早くする、もしくは遅らせて一斉下校。（職員が校区内を巡回）  
（校区内および近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊しているという情報を得た場合、台風に伴う警報が出た場合や、地震等の自然災害により、下校時に児童の安全確保が必要と判断した場合）
- Ⓒ 保護者に迎えにきてもらう。迎えにきた際は確認のためにサインをもらう。  
迎えがない児童は学校で預かる。チビッコに行っている児童は、児童育成課の指示に従う。（大規模な災害等で、集団下校でも児童、生徒の安全確保が困難と判断した場合、警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合）

### 3 危機発生時の連絡体制について

○校内体制の整備・・・職員の役割分担や共通理解内容を徹底する。

①日常の役割分担

- ・「予知と回避の方策」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
- ・地域を考慮した体制を考える。

②緊急時の役割分担の確認

- ・「発生時の対応」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
- ・事後における児童の心のケアを重視する。

③課業時間外の職員参集体制の整備

- ・事態の重大性に応じて、次のように動員体制を図る。

**動員体制**

A体制（校長・教頭・首席・生徒指導主任等）

B体制（運営委員会に出席している職員）

C体制（全職員）

④課業時間以外での臨時連絡先、連絡方法の周知

⑤児童・保護者・地域への連絡体制の構築

- ・メール配信システム等の連絡体制の整備
- ・町内放送の活用（解決時の連絡方法も必要）

⑥対策本部の設置

- ・校長の指示のもとに、危機管理体制を取る。
- ・対策本部による統一した対応（情報の共有化、役割分担等）を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関への協力要請の対応を十分考えておく。
- ・校区安全マップの掲示、パネル化

⑦一般の人からの情報を受けた場合の対応

- ・「警察にも直接連絡してください」と必ず要請する。
- ・近隣校園、市教委に連絡する。
- ・情報に信頼性があり、緊急を要する場合、地域関係（市民協関係・学校協議会委員・町会長等）にも連絡する。
- ・場合によっては町内放送や「防災無線」（市教委を通じて自治振興課に要請）を使用する。

## 第2章 具体的事象における危機管理のポイント

### 1 児童に係る事象

#### (1) 学校生活に係る事象

##### 不審者侵入の対応について（本校のマニュアルを要約）

##### 予防と危機回避

○来校者に対しては、以下の例のように対応する。

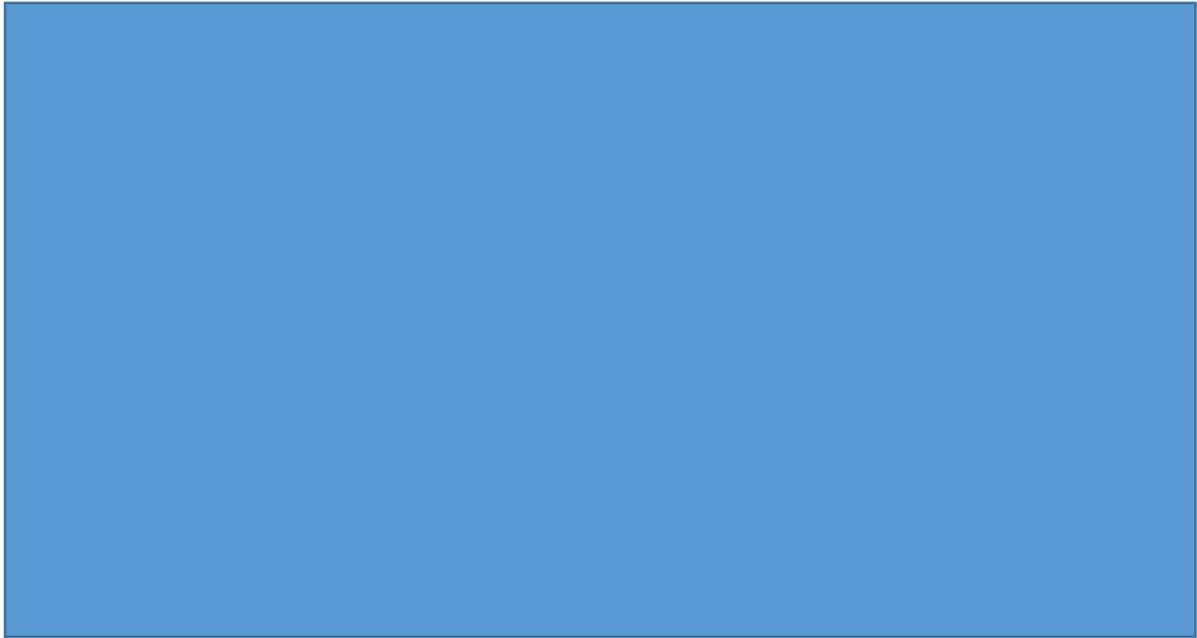
- ① 危険性を予知しない場合：用件を尋ね、職員室等へ案内する。用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。
- ② 危険の可能性が予知される場合：必ず複数で対応し、緊急対応の態勢を準備する。必要があれば関係機関に連絡。
- ③ 刃物等の所持を確認した場合：子どもの安全確保に向けて全職員での態勢をとる。緊急避難。警察への緊急出勤を要請。連絡網で緊急連絡。（校内の危機的な状況を速やかに伝える方法を確立しておく）

##### ○教職員の不審者対応訓練

流れ：

- ① 防災担当より今日の流れの確認
- ② 訓練後、図書室に集合して情報共有。
- ③ 警察官からの助言、指導。
- ④ 児童避難訓練の確認。

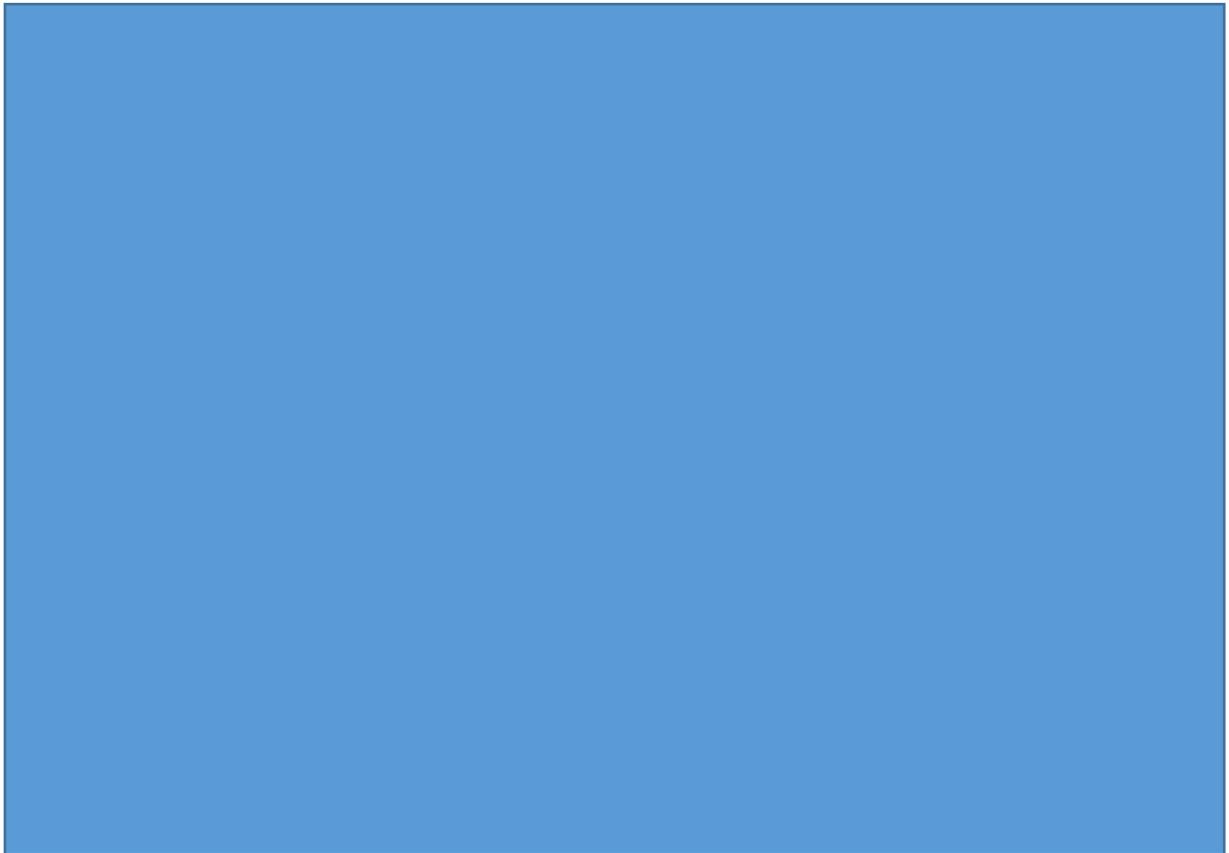
##### ○確認事項

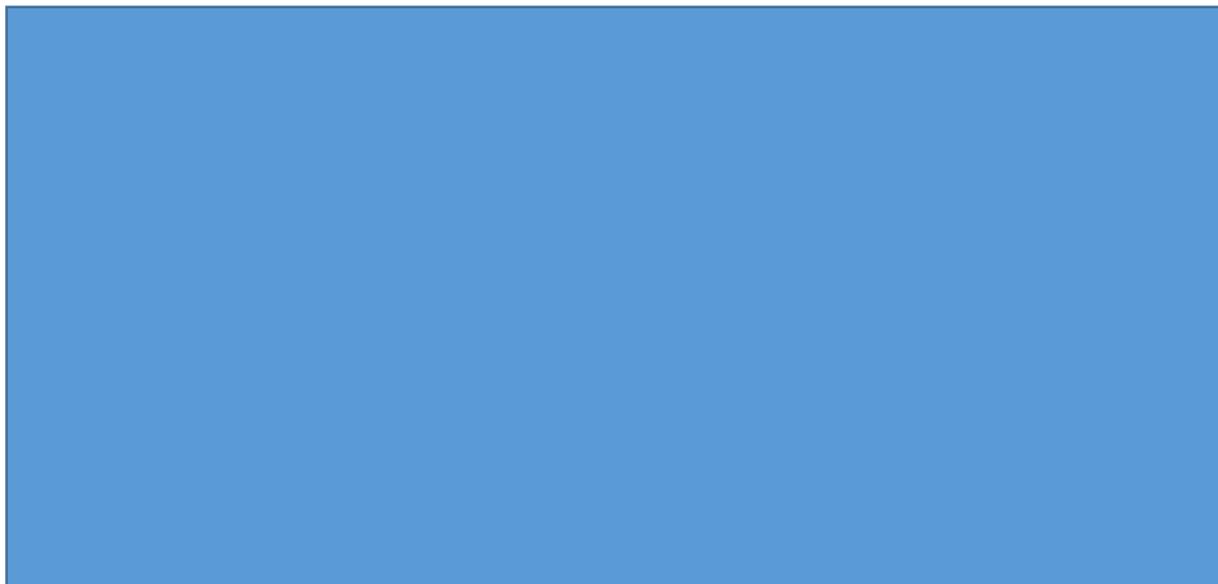


**【犯人が退去した時】**

- ・複数職員で校舎周辺の警備を行う。
- ・ただちに今後の対応を協議する。

状況に応じて、臨機応変に動く事を意識する。





## (1) 学校保健に係る事象

### 害虫への対応

#### 1. ハチ

##### (1) 山林等での活動時の準備

- ・ハチ毒アレルギーのある児童の把握
- ・準備物(活動に応じて必要数)：ポイズンリムーバー、抗ヒスタミン軟膏

##### (2) ハチが寄ってきたら

- ・静かにその場から遠ざかる。
- ・追いかけられた場合は動かずに姿勢を低くし、ハチが去るのを静かに待つ。

※ハチを刺激するもの黒色のもの・臭い(ヘアスプレーや香水)・大声・振動・物音

##### (3) 刺されたとき **※他の大きな傷病と同様に、管理職へ連絡**

①傷口を流水できれいに洗い流す。

②毒液をポイズンリムーバー等で搾り出す。

③抗ヒスタミン軟膏を塗る。

④冷やして安静にする。

⑤速やかに皮膚科を受診する。

##### ポイズンリムーバー(携帯用)の使い方

①マウスピースを傷口にあてピストンレバーを引き上げ、約60~90秒(蜂や毒蛇にかまれた場合は3分以上)そのままにする。

②ピストンレバーを押し下げ初めの位置に戻す。

③引き続きこのバキュームを数回繰り返して毒液を抽出する。

**頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、呼吸困難などがある場合 ⇒ 救急搬送  
(アナフィラキシーショックの疑い)**

- ・エピペンが処方されている場合は使用する。
- ・救急車が来るまでは足を上げて安静にする。

#### 2. セアカゴケグモ

##### (1) 予防

- ・排水溝や植木鉢等、生息しそうな場所に普段から注意し、巣があれば棒切れなどで払う。
- ・見つけても、素手で捕まえたり、さわったりしない。
- ・クモに直接、ピレスロイド系殺虫剤を噴霧して駆除する。

##### (2) 咬まれたとき

①傷口を流水や石けん水できれいに洗い流す。

②冷やす。

③速やかに皮膚科または内科を受診する(可能なら咬まれたクモを殺して持参する)。

### 3. アオバアリガタハネカクシ(やけど虫)

体長6～7mm、黒とオレンジの体の特徴

#### (1) 予防

- ・見つけてもつぶさない、触らない。
- ・皮膚にこの虫が止まったら、つぶさず、数枚のティッシュなどでそっと取りのぞいて逃がす。

#### (2) 体液が皮膚についたとき

- ①すぐに流水で洗い流す。
- ②発赤・水疱等、症状のある場合は皮膚科を受診する。  
目に体液が入った場合は速やかに眼科を受診する。



# 病院を受診するときの手順

傷病発見者・対応者は

## ① 担任へ連絡・養護教諭に報告（管理職に判断を仰ぐ）



## ② 保護者へ連絡

- 伝えること
- ケガや症状の発生状況、症状の程度
  - 病院に行くこと、付き添う教職員
- 確認すること
- かかりつけ又は希望する病院は？  
(病院に診てもらえるか確認してから受診先を決定することを伝える)
  - 保護者にも病院に来てもらうことを原則とする。  
来られない場合は今日中に支払いに行けるか？無理ならいつ

行けるか？

(生活保護家庭は支払い不要、保護者から市役所へ要連絡)

## ③ 病院へ連絡

- 伝えること
- 負傷児童の年齢・性別、ケガや症状の発生状況、症状の程度
- 確認すること
- 今からの受診が可能か？  
(保護者が来られない・今日中に支払いできない場合はそのことも伝える)

## ④ 保護者へ連絡

受診先を伝える

## ⑤ 管理職へ報告

受診先・保護者の付き添いの有無を伝える

## ⑥ 岸和田交通（072-437-2525）へ連絡（タクシーの場合）

岸交が来られない場合は泉州金星タクシー（072-439-3333）へ

## ⑦ 受診

料金を支払わずにタクシーに乗れます（市から後払い）

### 使い方

- ① 必要事項を書く（上下2か所）
- ② 降りる際に金額を書き、下半分を切り取って運転手に渡す

<b>持ち物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー券（出金伝票等の引き出し 右の上から3番目）</li> <li>・受傷児童の救急カード（特に保護者とすぐに合流できない場合は必ず）</li> <li>・携帯電話</li> <li>・事故報告書（できれば 出金伝票等の引き出し 右の上から2番目）</li> <li>・スポーツ振興センター書類封筒（できれば 場所は上記と同じ）</li> <li>（・児童防寒具 時季によって）</li> </ul>
------------	--

※スポーツ振興センター災害共済給付制度について（詳細は書類または養護教諭まで）

◎学校の管理下（登下校含む）で、児童の災害が発生したときに、災害共済給付を行う制度。

申請が通れば医療費が後から振り込まれる（自己負担分+医療費の1割）

◎医療点数の合計が500点未満、または生活保護受給者の場合は利用できない

## 【救急車要請（119番通報）】

### 1. あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

#### ① 救急であることを伝える

「救急です」

「〇年生の（男の子・女の子）が

- （例）
- ・食物アレルギーによるアナフィラキシーを起こしています」
  - ・〇〇分前から激しい腹痛を起こしています」
  - ・2mほどの高さから落ちて頭を打ち、意識がありません」

#### ② 救急車に来てほしい場所を伝える

「光明小学校です。住所は尾生町564番地です」

#### ③ 事故の状況や児童の状態について伝える

「〇年生の〇〇（名前）です」

- ・何分前、何をしているとき ・何が起こって ・どの程度のどんなケガをした
- ・バイタル（意識・呼吸・脈・体温） ・痛がり方 ・行った処置 等

※食物アレルギーが疑われる場合

(例) 「小麦アレルギーを持つ児童で、○時○分頃に○○を食べた後、  
○時○分から\_\_\_\_\_ (症状) \_\_\_\_\_を起こしています」

(症状例)

- ・ 顔色が白い、声がかれている、名前が言えない
- ・ 咳が出ている、嘔吐がある、じんましんが出ている、意識の有無
- ・ エピペンや内服薬を持っているか、使用の有無

④ 連絡した者の名前と学校の電話番号、学校の目印を伝える

「私は職員の○○です。」

学校の電話番号は 072-445-0138です。西門から入ってきてください。

2. 救急車要請後、到着まで

学校に向かっている救急隊から、電話がかかってくることもある。

- ① 救急隊の電話には、児童の状態を把握している職員が対応できるようにする。
- ② 救急車を誘導し、周りの児童を整理する職員が必要である。  
休み時間の場合は校内放送を入れ、児童は教室で待機するよう指示する。

3. 救急車到着

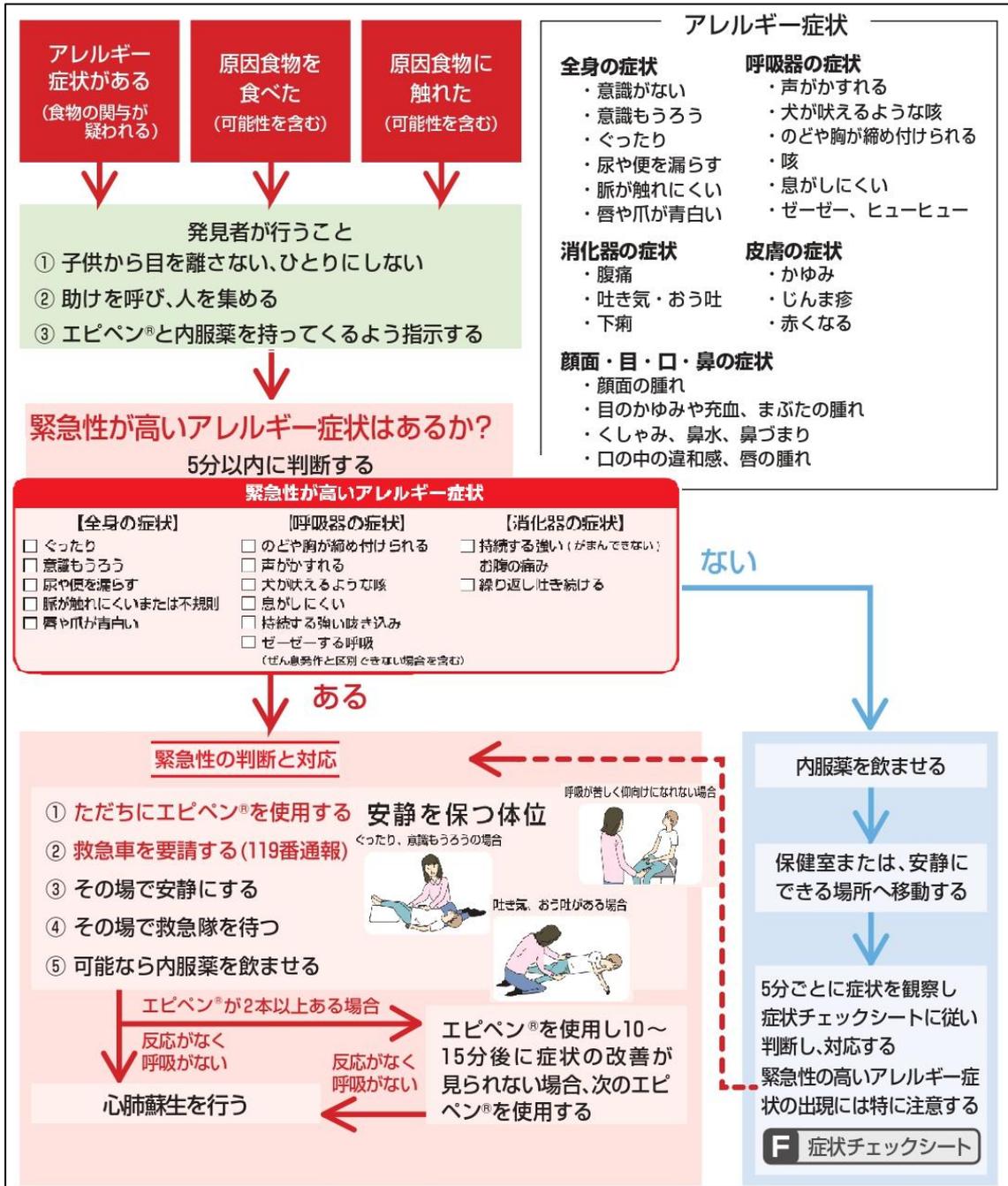
- ① 記録を基に、児童の状態や処置を伝える。
- ② 緊急時に搬送できる医療機関が決まっていれば、その情報も伝える。
- ③ 事情が分かる職員が救急車に同乗する。
- ④ 対象児童の搬送先を保護者に連絡する。

4. 同乗者が持っていくもの

- ① エピペン・内服薬 (あれば)
- ② 救急カードまたは環境カード (コピー)
- ③ 記録
- ④ 生活管理指導表 (あれば) (アレルギー疾患用、心臓疾患等用がある)
- ⑤ 携帯電話

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

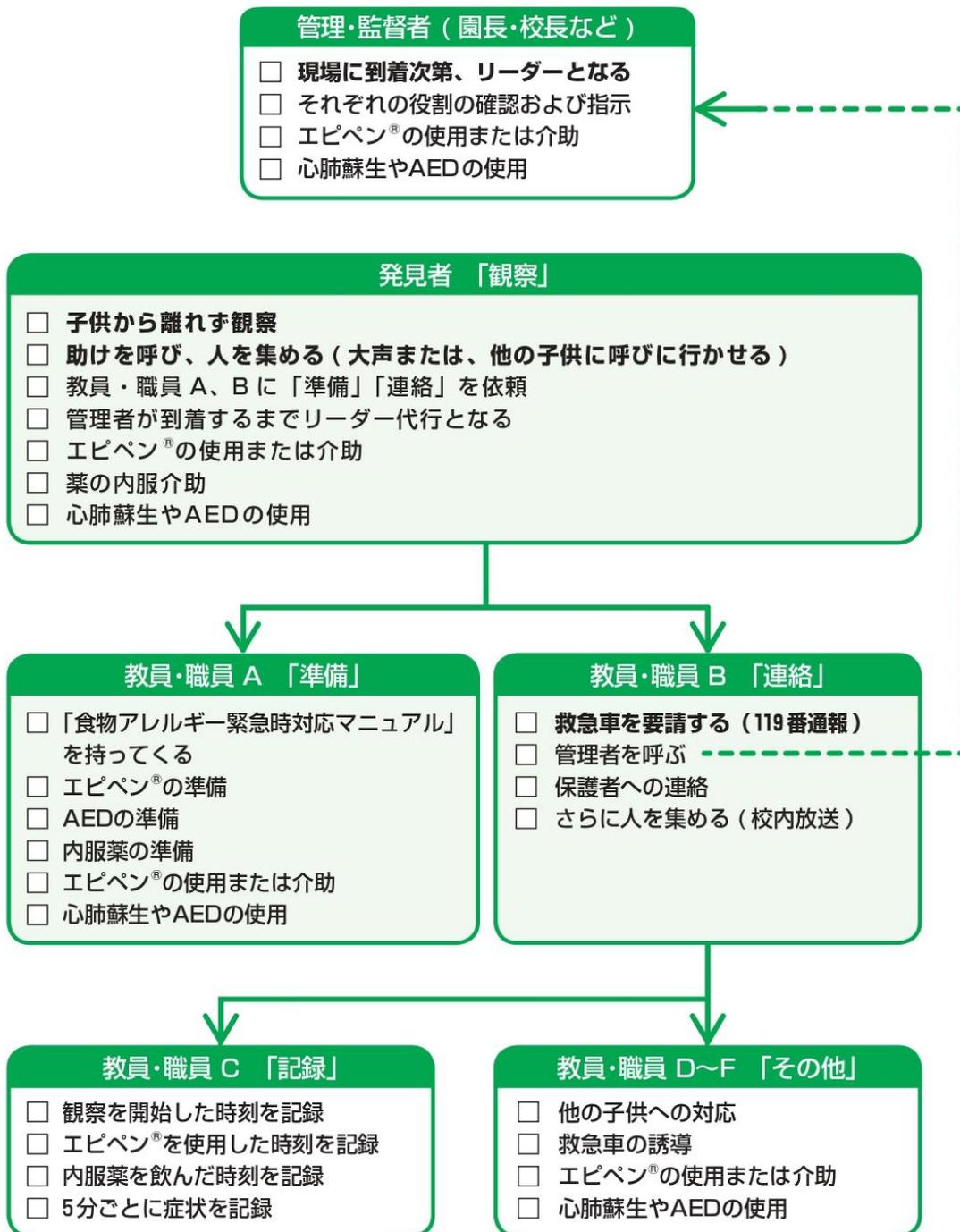
## アレルギー症状への対応の手順



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



- ①発見者→子どもから離れず、観察する。
- ②職員(助け)を呼ぶ。
- ③保護者へ連絡する。
- ④緊急性が高い場合、その場で安静。動かさない。

# F

## 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する  
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン®を使用した時刻( 時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

**ただちに救急車で医療機関へ搬送**

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

**速やかに医療機関を受診**

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

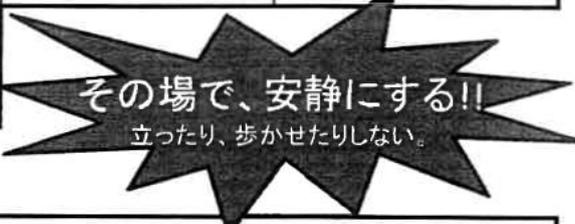
**安静にし、注意深く経過観察**

## 緊急時対応(記録用紙)

(ふりがな) 児童・生徒氏名	
-------------------	--

	内服薬	エピペンR
有無	・有( ) ・無	有・無
保管場所		

月 日 ( )

食べた時刻		時	分		
食べた状況		・食べたもの( ) ・量 ( )			
処置	内服薬服用	時	分		
	エピペン使用	時	分		
	その他				
救急車	要請時刻	時	分	→ 到着時刻	時 分
医療機関	連絡時刻	時	分		
保護者	連絡時刻	時	分		

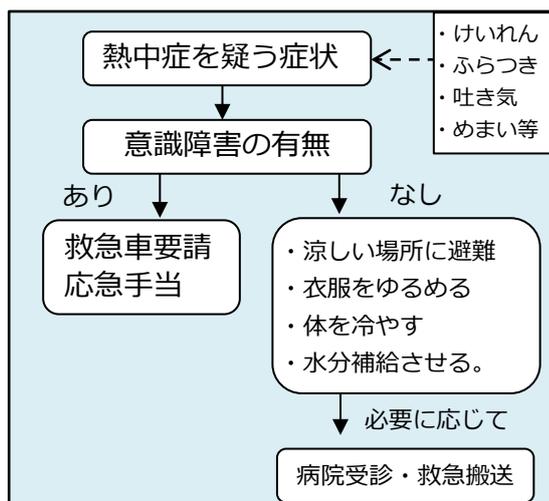
経過観察 ※5分ごとに 注意深く症状 を観察する。	時刻	内容
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	

## 熱中症の対応について

### ア 予防と危機管理

- WBGT（湿球黒球温度）を測定し、その指数が31を超える場合、運動場の使用を中止する。また、体育館においても使用時間の短縮、または使用を中止する。併せて、児童の健康観察をする。
- 児童に対し、時節にこだわらず、こまめに水分供給を促す。児童が水筒（水分）を忘れてきたり持参した水分を飲み干してしまったりした場合、状況に応じて、ペットボトル入りの水を配布する。
- 水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- 運動前の体調のチェックや健康観察を行い、体調のすぐれない児童には暑い中で無理に運動させない。
- エアコンを適時有効利用する。
- 梅雨明けなど急に暑くなった時は、体が暑さに慣れていないので、暑さになれるまでの一週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

### イ 事故発生からの対応について



## 2 自然災害等に係る事象

### (1) 「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」発令時、地震・津波の発生時等の対応について

#### ア 予防と危機回避

- 避難訓練を実施する。
- 安全教育を充実させる。

#### イ 校内組織体制

- 児童の安全な場所への避難
- 重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- 必要に応じて避難所として地域住民を受け入れる体制を準備する。
- 学校早期再開計画

〔児童、生徒への対応〕

調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）

対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）

〔施設・備品等への対応〕

破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保

〔臨時教育計画の実行〕

新通学路の決定

授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）

教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。

〔転出入、就学援助〕

#### ウ 連絡体制

校内連絡体制に準ずる。

#### エ 具体的な事例について

#### <「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」発令時の場合>

①午前7時現在、「岸和田市」に「特別警報」または「暴風警報」「大雨警報」が発令されている場合

- 学校は臨時休業
- 午前7時～始業時刻（午前8時30分）で発令された場合、学校は臨時休業とし、保護者にメール配信する。

②始業時間以降、「岸和田市」に「特別警報」または「暴風警報」「大雨警報」が発令された場合

- 授業中止（授業の繰り上げ等）
- メール配信により下校予定等を保護者に告知する。
- 通学路の安全が確認されている場合  
教職員の指導のもと、登校班で集団下校を行う。

○通学路の安全が確認されていない場合

児童は、学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。

③「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」以外の警報（洪水警報、波浪警報、高潮警報等）が「岸和田市」発令された場合

○（原則的に）平常対応

○子ども達の安全確保上問題が生じる恐れがある場合

→授業（保育）時間の繰り上げ、繰り下げ等の措置を講じる。

<「岸和田市」に「大雨警報」、かつ、「光明地区」に避難情報（「高齢者等避難」または「避難指示」）が発令された場合>

①午前7時現在、発令されている場合

○学校は、臨時休業。メールでの連絡はしない。

②午前7時から始業時刻（午前8時30分）までに、発令された場合

○学校は、臨時休業。保護者にメールで連絡する。

○児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。

③児童・園児の登校後、発令された場合

○学校は、授業を中止する。

○児童を登校班で集合させ、教職員が引率して、集団下校させる。

○天候の急激な悪化等で、集団下校が困難な場合、児童を学校に留め置き、メールで保護者にお迎えを依頼する。

○お迎えに来た保護者に児童を引き渡す。保護者以外が迎えに来た場合は、各学級担任は、保護者の緊急連絡先に連絡を取った上で、引き渡しカードに記入していただいてから、児童を引き渡す。

<大地震や大雨による山崩れ、川の氾濫が予想される場合>

○児童を教室に留め置き、通学路の安全が確認された場合は、教職員が付き添い集団下校を行う。

○通学路の安全確保が難しい場合は、学校に留め置き、保護者に迎えに来てもらう。

○校内で安全確保が難しいと判断したときは、2次避難として山滝中学校に避難する。

<地震発生時の場合>

1. 震度5弱以上

①登校前（午前7時まで）⇒ **臨時休業**

②午前7時～始業時刻（午前8時30分）までの間 ⇒ **臨時休業**

○まだ在宅の場合は、登校させない。

○すでに登校している場合は、安全確保を優先し、学校のマニュアルに基づき対応する。

③始業時間後 ⇒ **授業中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。

④休日の翌日 ⇒ **原則、臨時休業**

○学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。

2. 震度4以下

①原則として、**平常通り授業**を行う。

○余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。

<岸和田市に津波に関する警報が発令された場合>

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行う。

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

(1) 海拔5m以下に位置する学校園(中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中)※山滝幼・小は対象外

① 登校前(午前7時まで) ⇒ **授業中止**

○警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合がある。  
授業の有無については、保護者へ連絡する。

② 午前7時～始業時間までの間 ⇒ **授業中止**

○まだ在宅の場合は、登校させない。

○すでに登校している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。

○警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合がある。  
授業の有無については、保護者へ連絡する。

③ 始業時間後 ⇒ **授業中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応する。

(2) 海拔5m以下に位置する学校園(中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中)以外の学校園(山滝幼・小含む)

① 原則として、**平常通り授業**を行う。

○避難者の状況等により、授業の中止、授業の繰り下げ等行う場合がある。

災害の具体的な対応に関しては、以下の文書を参照し、対応する。

●災害等の発生の場合

「岸和田市 災害応急対策 職員初動マニュアル〔改訂版〕」

(平成10年9月)

「岸和田市地域防災計画 第1編～第4編」

(平成17年8月)

●「特別警報」「暴風警報」発令の場合

「気象警報発令時の学校園対応 (平成30年4月から適応)」

(平成30年1月 市教委教育総務課)

(2) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

1. 登校前に発信された場合

- 「自宅待機」とする。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、「臨時休業」とする。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確保された段階で、「自宅待機を解除」する。

2. 在校時に発信された場合

- 授業や活動を中断する。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内へ避難させる。校舎内では机の下に隠れるなど身を低くする。窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努める。
- 完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開する。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、子ども達を学校で保護する。その後、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらう。

3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうよう、日頃から指導する。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」「適当な建物が近くにはない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をする。
- 登下校の安全確認について、各家庭でも情報収集の方法や対応等について、日頃から話し合っていていただくように、お願いをする。